

## 中学校夜間学級の整備・拡充に関する意見書

国の調査によれば、平成26年5月1日現在、中学校夜間学級は全国8都府県に31校しか設置されておらず、北海道、東北、北関東、中部、四国及び九州地方には、いわゆる自主夜間中学はあっても、中学校夜間学級は1校も設置されていない。

こうした中、全国夜間中学校研究会の推計では、15歳を過ぎて義務教育を修了していない者は、百数十万人にも上るとされている。また、中学校夜間学級の在籍生徒のうち外国籍の生徒が占める割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としており、この中学校夜間学級で学ぶ外国籍の生徒の中には、日本の義務教育を修了していないために、就職や進学ができず困っている方も多くいるとも言われている。さらに、中学校夜間学級が設置されている地域においては、入学要件が市内在住または市内在勤などに限定されている場合もあり、中学校夜間学級が設置されている市外に住む方々の就学の機会が制約されている状況も見られる。

地域において長く暮らす上では、言葉とともに日本の文化や社会の仕組みについての理解が重要であり、日本に住み、日本語を学びたいと願う外国人に対応した中学校夜間学級の整備・拡充が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 年齢や国籍、居住地に関係なく、就学を希望する誰もが学べる中学校夜間学級の全都道府県への設置を促進すること。
- 2 中学校夜間学級における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。
- 3 義務教育未修了者や在留資格を有する外国人が中学校夜間学級の情報を入手しやすいように配慮した広報の展開や、低所得世帯に対する授業料減免などの就学支援策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月7日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

宛（各 通）